

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（平成26年度第2回）議事概要

開催日及び場所	平成27年6月12日（金） 東京国立博物館平成館第2会議室	
出席委員 （敬称略）	○委員長 松原 茂（根津美術館理事・学芸部長） ○委員 鮎川 眞昭（公認会計士） 橋本 彰吾（三越日本橋本店営業計画部長） 宮廻 正明（東京藝術大学教授） 久留島 典子（独立行政法人国立文化財機構監事）	
審議対象期間	平成26年10月1日～平成27年3月31日 ※平成27年4月1日～平成27年9月30日（随意契約見込）を含む。	
個別審査対象案件	201件	○議事
平成26年度（4～9月期）契約（前回委員会の個別審査対象案件の遺漏分）	4件	（イ）平成26年度（4～9月期）契約（前回委員会の個別審査対象案件の遺漏分）
平成26年度（10～3月期）契約（前回競争性のない随意契約）	3件	（ロ）平成26年度（10～3月期）契約点検（前回競争性のない随意契約）
平成26年度（10～3月期）契約（前回一者応札・一者応募）	8件	（ハ）平成26年度（10～3月期）契約点検（前回一者応札・一者応募）
平成26年度（10～3月期）契約（競争性のない随意契約）	52件	（ニ）平成26年度（10～3月期）契約点検（競争性のない随意契約）
平成26年度（10～3月期）契約（一者応札・一者応募）	59件	（ホ）平成26年度（10～3月期）契約点検（一者応札・一者応募）
平成26年度（10～3月期）契約（一者応札・一者応募）	59件	（ヘ）平成26年度（10～3月期）契約点検（その他案件）
平成26年度（10～3月期）契約（一者応札・一者応募）	59件	（ト）平成27年度（上半期見込）契約点検（前回競争性のない随意契約）

募)		(チ)平成27年度(上半期見込)契約点検(競争性のない随意契約)
平成26年度(10~3月期)契約(その他案件)	74件	
平成27年度(上半期見込)契約(前回競争性のない随意契約)	0件	
平成27年度(上半期見込)契約(競争性のない随意契約)	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括		別紙①のとおり

別 紙①

質 問・意 見	回 答
<p>1. 平成26年度（4～9月期）契約（前回委員会の個別審査対象案件の遺漏分）</p> <p>（1）該当の契約4件について 特段の質疑事項はなかった。</p> <p>（2）総括 ・平成26年度（4～9月期）契約（前回委員会の個別審査対象案件の遺漏分）については、妥当であると判断する。 なお、次回以降は遺漏の発生しないよう、注意されたい。</p> <p>2. 平成26年度（10～3月期）契約（前回競争性のない随意契約）の点検</p> <p>（1）該当の契約3件について ・京浜急行線羽田国際線ターミナル駅広告媒体掲出業務について、外国人来館者に対するアンケート調査の実施結果も踏まえた上で、より費用対効果が高い広告が可能か検討されたい。</p> <p>（2）総括 ・平成26年度（10～3月期）契約（前回競争性のない随意契約）について、妥当であると判断する。</p>	<p>・より効果的な方法での広告が可能か検討し、次回契約時までには実施方法を見直す予定です。</p>

<p>3. 平成26年度（10～3月期）契約（前回一者応札・一者応募）の点検</p> <p>(1) 該当の契約8件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の質疑事項はなかった。 <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度（10～3月期）契約（前回一者応札・一者応募）について、妥当であると判断する。 	
<p>4. 平成26年度（10～3月期）契約（競争性のない随意契約）の点検</p> <p>(1) 該当の52件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財購入の予定価格はどのように決定されているのか。 ・文化財の購入案件のうち、予定価格と契約金額に差がある（契約金額の方が低い）ものがあるが、それはなぜか。 ・文化財が予定より安く購入できた場合、余った予算はどのように使われるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件ごとに原則7名の外部有識者を買取評価員として委嘱し、各評価員の評価額のうち最高額と最低額を除いた残りの平均額をもって予定価格としています。 ・文化財購入の契約金額は、上記の方法で算出された予定価格と所有者の売渡申出額を比較して低い方が採用されます。該当する契約は、売渡申出額を契約金額としたため、予定価格と差が生じております。なお、売渡申出額が予定価格よりも高額である場合、所有者と価格交渉するなどして、予定価格以下でなければ購入することはできません。 ・使途は特に指定されていないため、他の案件に流用したり、次年度に繰り越したりすることが可能です。

・「博物館に初もうで」交通広告業務について、JR 線内、朝日新聞、読売新聞に広告を掲出しているが、新しい客層を取り込むために、これまでと異なる場所（東京メトロ線内等）に掲出することも考えられる。

(2) 総括

・平成26年度(10～3月期)契約(競争性のない随意契約)について、妥当であると判断する。

5. 平成26年度(10～3月期)契約(一者応札・一者応募)の点検

(1) 該当の契約59件について

・東京国立博物館等の展示場における来館者応対等業務について、なぜ一者応札となったのか。

・競争を生じさせるために業務を分割するか、或いは分割できない特殊な業務であるなら直営することはできないのか。

・費用対効果等を勘案の上、検討します。

・二者が入札に参加する予定でしたが、年間を通じて館内の施設全体にスタッフを配置するために人員を大量かつ安定的に供給する必要があること、個々のスタッフにも文化財についての知識や外国人応対等、一定の能力が求められることから、一者が直前で辞退したと考えられます。

・スタッフに対する指揮系統の円滑化を図る関係上、業務を分割することは困難です。また、可能であれば直営としたいところですが、政府方針により業務委託を進めています。

・九州国立博物館における列品の本格修理事業について、同一者による一者入札が続いているが、他の者が参入できるよう、改善を図るべきである。

(2) 総括

・平成26年度(10～3月期)契約(一者応札・一者応募)について、妥当であると判断する。なお、九州国立博物館における列品の本格修理事業については、現状を調査の上、一者応札の改善を図ること。

公告期間が20日間未満となっている契約については、早期に仕様策定に着手するなど、20日間以上の公告期間を確保するよう努められたい。

6. 平成26年度(10～3月期)契約(その他案件)の点検

(1) 該当の契約74件について

・特段の質疑事項はなかった。

(2) 総括

・平成26年度の(10～3月期)契約(その他案件)について、妥当であると判断する。

7. 平成27年度(上半期見込)契約(前回競争性のない随意契約)の点検

・今回は該当案件がなかった。

・現状を調査の上、文化財保存修理所の運営等、体制面を含め改善策を検討します。

8. 平成27年度（上半期見込）契約（競争性のない随意契約）の点検

（1）該当の契約1件について
特段の質疑事項はなかった。

（2）総括

・平成27年度（上半期見込）契約（競争性の随意契約）については、妥当であると判断する。

以上